

リニューアル!!! 八峰町住まいづくり応援事業

八峰町では、子育てしやすい環境づくり、安全安心で快適な住まいづくりを応援するため、住宅の新築、リフォーム、購入、診断及び耐震改修に要する経費に対して補助金を交付します。

《支援事業の種類》

支援事業の種類					
NO	事業名	条件等	一般世帯	子育て世帯 【※1】	支え合い世帯 【※2】
1	新築支援事業	補 助 率	—	100 %	
		限 度 額	—	100 万円 中浜分譲地に 新築した場合 200 万円 〔 町外業者が 施工した場合 50 万円 〕	
2	※新規事業 省エネリフォーム事業 【※6】 (工事費30万円以上～)	補 助 率	15 %		
		限 度 額	30 万円		
3	リフォーム支援事業 (工事費30万円以上～) ※一般世帯のリフォームは 省エネリフォームに限る	補 助 率	—	15 %	
		限 度 額	—	30 万円	
		(移住世帯特例)	15 %	15 %	
		【※3】	30 万円	100 万円	
		(多子世帯特例)	15 %		
		【※4】	50 万円		
4	空き家購入等支援事業 (工事費30万円以上～)	補 助 率	50 %		
		限 度 額	50 万円		
5	住宅診断支援事業	補 助 率	100 %		
		限 度 額	10 万円		
6	耐震改修支援事業 (工事費30万円以上～)	補 助 率	15 %		
		限 度 額	80 万円		
加算	下水道新規加入分 【※5】	一律 10 万円			

(注1) 「1」「4」「5」「6」の事業については、同一年度内か否かに関わらず重複して申請(利用)できません。

(注2) 令和7年度以降に事業を利用した方は、限度額設定等により申請が制限されます。

(詳細については、交付要綱等でご確認ください。)

《用語の定義》

※1 子育て世帯

申請日において、夫婦のいずれかが40歳未満の婚姻世帯又は18歳以下までの子供を扶養している世帯をいう。

※2 支え合い世帯

実績報告日において、高齢者等(65歳以上又は要介護認定を受けた者)と40歳未満の子等が同居、又は同一敷地内で生活する世帯をいう。

※3 移住世帯

八峰町以外の市区町村から定住の意思をもって、令和7年4月1日以降に転入した世帯をいう。

※4 多子世帯

申請日において、18歳以下の子供3人以上と同居している親子世帯をいう。

※5 下水道新規加入分

「2. 省エネリフォーム事業」「3. リフォーム支援事業」「4. 空き家購入等支援事業」「6. 耐震改修支援事業」の工事等に併せて、新規に下水道に加入した場合の加算分をいう。

※6 省エネリフォーム

屋根・外壁への断熱材追加や、既存給湯器をエコ給湯へ取り換える等、省エネルギー効果のある改修・取替えなどを行うことをいう。

A 補助対象者

1. 共通事項

- (1) 八峰町に住民登録されている方。ただし、移住者で新築、リフォーム、又は空家購入後に住民登録する方については、住民登録日を実績報告の期限とします。
- (2) 世帯員の全員に町税等の滞納がないこと。ただし、移住者については、従前住所地等において納付すべき市区町村税等に滞納がないこと。

2. 『新築支援事業』

- (1) 子育て世帯又は支え合い世帯で戸建て住宅の新築工事（以下「新築工事」という。）を行う方

3. 『省エネルギーリフォーム事業』

- (1) 持家住宅の省エネルギーリフォーム工事を行う方
- (2) 親、配偶者の親又は子が所有し、自ら居住する住宅の省エネルギーリフォーム工事を行う方
- (3) 親、配偶者の親又は子の持家住宅の省エネルギーリフォーム工事を行う方
- (4) 自らが所有し、親、配偶者の親又は子が居住する住宅の省エネルギーリフォーム工事を行う方

4. 『リフォーム支援事業』※一般世帯のリフォームは省エネルギーに限定

- (1) 子育て世帯又は支え合い世帯で、持家住宅の増改築工事やリフォーム工事（以下「リフォーム等工事」という。）を行う方
- (2) 親、配偶者の親又は子が所有し、自ら居住する住宅のリフォーム等工事を行う方
- (3) 親、配偶者の親又は子の持家住宅のリフォーム等工事を行う方
- (4) 自らが所有し、親、配偶者の親又は子が居住する住宅のリフォーム等工事を行う方

5. 『空家購入等支援事業』

- (1) 空家を購入する方（購入後の増改築工事及びリフォーム工事を含む。）。ただし、3親等以内の親族等からの取得でないこと。

6. 『住宅診断支援事業』

- (1) 持家住宅の木造戸建て住宅の住宅診断(以下「住宅診断」という。)を行う方
- (2) 親、配偶者の親又は子が所有し、自ら居住する住宅の住宅診断を行う方
- (3) 親、配偶者の親又は子の持家住宅の住宅診断を行う方
- (4) 自らが所有し、親、配偶者の親又は子が居住する住宅の住宅診断を行う方

7. 『耐震改修支援事業』

- (1) 持家住宅の耐震改修工事(以下「耐震改修工事」という。)を行う方
- (2) 親、配偶者の親又は子が所有し、自ら居住する住宅の耐震改修工事を行う方
- (3) 親、配偶者の親又は子の持家住宅の耐震改修工事を行う方
- (4) 自らが所有し、親、配偶者の親又は子が居住する住宅の耐震改修工事を行う方

B 補助対象住宅

1. 『新築支援事業』

- (1) 新築の戸建て住宅
- (2) 住宅の構造及び生活形態等を総合的に判断し、戸建て住宅に相当する住宅と認められる新築住宅

2. 『省エネルギーリフォーム事業』『リフォーム支援事業』『住宅診断支援事業』 共通事項

- (1) 自己所有の持家住宅
- (2) 親、配偶者の親又は子の持家住宅

3. 『空家購入等支援事業』

- (1) 空家

4. 『耐震改修支援事業』

- (1) 自己所有の非耐震住宅
- (2) 親、配偶者の親又は子の非耐震住宅

ｃ 補助対象経費

※「経費」とは消費税込の金額をいう。

1. 『新築支援事業』

- (1) 新築工事に要する経費
- (2) 認定施工業者又は認定施工業者(特例)が施工した工事であること。

『D 認定施工業者と認定施工業者(特例)の違いについて』を確認してください。

2. 『省エネルギーリフォーム事業』『リフォーム支援事業』

- (1) リフォーム等工事に要する経費で、補助対象経費の額が30万円以上であること。
- (2) 認定施工業者が施工した工事であること。

3. 『空家購入等支援事業』

- (1) 空家の購入に係る経費
- (2) 購入後のリフォーム等工事に要する経費
- (3) (1)及び(2)に要する経費で、補助対象経費の額が30万円以上であること。
- (4) 購入後のリフォーム等工事については、認定施工業者が施工した工事であること。
ただし、空家の購入(取得)先についてはその限りではない。

4. 『住宅診断支援事業』

- (1) 住宅診断に係る経費
- (2) 住宅診断士が実施する住宅診断であること。
- (3) 認定施工業者が実施した点検調査であること。

5. 『耐震改修支援事業』

- (1) 耐震工事に要する経費で、補助対象経費の額が30万円以上であること。
- (2) 認定施工業者が施工した工事であること。

6. 『新築支援事業』『省エネルギーリフォーム事業』『リフォーム支援事業』『耐震改修支援事業』『空家購入等支援事業』『住宅診断支援事業』共通事項

- (1) 令和7年4月1日以降に工事が完了し、申請年度の3月31日までに実績報告が可能な工事等であること。

ただし、次に掲げる経費等については補助対象としません。

- (1) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる経費
- (2) 門・塀等、いわゆる外構工事に係る経費。ただし、配管工事の実施に伴うフェンスの取外し、再設置など、補助対象工事の実施に伴い必要な場合は、補助対象経費とします。
- (3) 別棟の車庫及び物置の新築工事及びリフォーム等工事に係る経費
- (4) 町その他の補助制度を利用する場合で、当該補助制度で重複計上が認められない経費
- (5) その他、補助金の交付が適当でないと認められる経費

Ｄ 「認定施工業者」と「認定施工業者(特例)」の違いについて

1. 認定施工業者とは？

⇒ 町内業者

「八峰町住まいづくり応援事業指定工事店」(平成30年度～)又は「八峰町住宅リフォーム支援事業指定工事店」(平成22年度～平成29年度)の認定を受けた町内の建設業者等のことです。

2. 認定施工業者(特例)とは？

⇒ 町外業者

「八峰町住まいづくり応援事業指定工事店」の認定を受けた町外の建設業者等のことです。

《重要》

ただし、認定施工業者(特例)が適用されるのは、『新築支援事業』のみになります。

E 申請に必要な書類(手続き)

八峰町住まいづくり応援事業補助金交付申請書(様式第1号)

《添付書類》

～必ず提出が必要な書類～

- (1) 契約書、又は請書の写し
- (2) (1)の内訳書
- (3) 実施箇所図(住宅地図の写し等)
- (4) 現況写真(着手前写真)

～該当する場合に、提出が必要な書類～

- (5) 建築確認済証の写し(『新築支援事業』及び『リフォーム支援事業』(増改築等工事の場合)の場合にのみ必要)
- (6) 住宅診断報告書の写し(『耐震改修支援事業』の場合にのみ必要)
- (7) 入居予定者全員が記載された住民票(移住者で住民登録前の場合)
- (8) 市区町村税等の完納を証明する書類(移住者で住民登録前の場合)
- (9) 住宅の居住者が申請者以外の場合は、申請者との関係を証する書面
- (10) 罹災特例による申請の場合は、町長等が発行する被災を証する書類又はその写し
- (11) 省エネリフォームによる申請の場合は、省エネ効果を証する書類又はその写し
- (12) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

※ 罹災特例とは？

令和6年4月1日以降の自然災害(暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然災害により生ずる被害)に伴う住宅等被害で町長等の証明を受けた被害のことです。

- ☒ 各種様式は町のホームページからダウンロードできます。(建設課窓口にも備え付けてあります。)
- ☒ 変更交付申請及び実績報告に必要な書類(手続き)等については、交付要綱等をご確認いただくか、担当課までお問い合わせください。
- ☒ 申請書に記載された内容等を確認するため、必要に応じて、住民登録の状況、町税等の納入状況等について、役場関係課及び関係官公署に報告等を求める場合があります。

F 申請回数に関する制限

1. 『新築支援事業』『耐震改修支援事業』『空家購入等支援事業』『住宅診断支援事業』共通事項

- (1) 同一年度内に1回限りとする。
- (2) 限度額に達していない場合であっても、複数年にわけて申請することはできません。

2. 『省エネリフォーム事業』『リフォーム支援事業』

- (1) 同一年度内に1回限りとする。ただし、罹災特例に該当する場合は再申請することができます。
- (2) 限度額内であれば、複数年にわけて申請することができます。また、罹災特例に該当する場合は、その都度、30万円を限度額として、補助金の交付を受けることができます。

G 申請書の提出先等

- 《提出先》 担当課まで持参してください。(郵送不可)
- 《提出者》 申請者のほか、施工業者等による代行申請も可能です。
- 《受付期間》 令和7年4月1日(火)～翌年3月31日(火)
- 《受付時間》 月曜日から金曜日の8時30分～17時15分(土日祝日を除く)

H 問合せ先

〒018-2502 秋田県山本郡八峰町峰浜目名潟字目長田118番地
八峰町役場 建設課(建設係)2F⑥窓口
TEL 0185-76-4610 FAX 0185-76-2203
mail kensetsu@town.happou.akita.jp